



個人が申請	生活支援	休業や失業で家賃が払えない人	給付	住居確保給付金	支給家賃額(上限額):39,000円~61,000円 (原則3か月、最長9か月まで延長可) (3ヶ月の再支給可) ※支給要件等が複数あります。	なわて生活サポート相談 福祉政策課内 内線340、341 直通 072-877-1481
		新型コロナウイルス感染症に感染(または発熱等)により、給与を受けることができなかった人	給付	傷病手当金	対象:国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で連続して4日以上労務に服することができなかった人 支給額:(直近の継続した3か月間の給与収入の合計÷就労日数)×2/3×支給対象日数【上限あり】 適用期間:令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間 (入院が継続する場合等は最長1年6か月) 【郵送による手続き可】	保険年金課
		休業や失業で住宅を失った(失うかもしれない)人	貸出	離職者等退去者への府営住宅の提供	入居期間:6か月以内(最長1年まで延長可能) 月額使用料4,000円(保証金・共益費免除)	大阪府住宅まちづくり部 住宅経営室経営管理課 06-6210-9749

しゅうしょくかつどう しえん
● 就職活動の支援

<p>大阪府緊急雇用対策特設ホームページ 「にであう」</p>	<p>対象:年齢・状況問わず「働きたい」と思っているすべての人 内容:40万件以上の求人情報のほか、企業とのオンライン面談、webセミナー、面接対策など、就職に役立つ様々なサービスが利用可能。コロナ禍での就職活動を応援する特別相談窓口も開設。 ※詳しい内容については、ホームページをご覧ください</p>		<p>電話相談:06-6232-8580 (月~金9:00~18:00) (年末年始・祝日除く)</p>
-------------------------------------	---	--	--

かくしゅしんこく のうふ かん
● 各種申告や納付に関すること

個人が申請	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、国民年金保険料の納付が困難な人	免除	国民年金保険料免除の特例 【郵送による手続き可】	<p>「以下の期間の国民年金保険料については、令和2年2月以降の所得の状況により、新型コロナウイルス感染症の影響による免除を受けられる場合があります。」 免除適用期間:令和3年度分(申請月の2年1月前分から令和4年6月分まで)及び令和4年度分(令和4年7月分から令和5年6月分まで)</p>	保険年金課
		猶予	国民年金保険料の学生納付特例 【郵送による手続き可】	<p>「以下の期間の国民年金保険料については、令和2年4月以降の所得の状況により、新型コロナウイルス感染症の影響による学生納付猶予を受けられる場合があります。」 猶予適用期間:令和3年度(申請月の2年1月前分から令和4年3月分まで)、令和4年度(令和4年4月から令和5年3月分まで)</p>	

<p>来庁せずに郵送等で手続きができる業務</p>	<p>大阪府コロナ府民相談センター〈24時間対応〉 06-7178-4567 FAX06-6944-7579 (FAXは聴覚障害等の人の向けです)</p>
<p>住民票の写しのインターネット及び郵送請求等、市役所に来庁せずにできる手続きがあります。詳細は市ホームページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ぜひご活用ください。</p>	<p>次の内容の相談ができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医がない、夜間・休日診療できる病院がわからない人へ受診可能な医療機関の案内 ・発熱等の症状がある人からの相談 ・自宅療養者に対する支援(外来医療機関(往診対応含む)の案内、健康相談(看護師配置あり))の受付 ・一般的な健康相談やその他の相談 ・後遺症の症状に関する情報提供やアドバイス、受診可能医療機関の案内